平成２２年（フ）第９２６３号
大阪市生野区生野東４丁目６番33号
債務者　江川　恵巳
1　決定年月日時　平成22年12月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第９２６６号
大阪府摂津市鳥飼西４丁目19番24号
債務者　中地あかね
1　決定年月日時　平成22年12月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第９２６７号
大阪府枚方市長尾元町２丁目１番35―103号
債務者　木村由紀子
1　決定年月日時　平成22年12月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第９２６８号
大阪市城東区東中浜９丁目11番10号　ライトハイツ７号
債務者　南部　光江
1　決定年月日時　平成22年12月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第９２７２号
大阪市平野区喜連２丁目４番28号
債務者　芝本　秋枝
1　決定年月日時　平成22年12月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第９２７３号
大阪市西区京町堀３丁目８番５―307号
債務者　荒木　英子
1　決定年月日時　平成22年12月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第９２７４号
大阪府八尾市東山本町９丁目５番18号
債務者　和田　正子
1　決定年月日時　平成22年12月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第９２７５号
大阪市西淀川区姫島１丁目18番11号サーティーンマンション201号室
債務者　長﨑　峰子
1　決定年月日時　平成22年12月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第９２７６号
大阪市西淀川区姫島１丁目18番11号サーティーンマンション201号室
債務者　長﨑　一郎
1　決定年月日時　平成22年12月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第９２７７号
大阪市此花区伝法１丁目１番２―1031号
債務者　白井三惠子
1　決定年月日時　平成22年12月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第９２８１号
大阪市城東区古市１丁目14番６―408号
債務者　藤田　値子
1　決定年月日時　平成22年12月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第９２８２号
大阪府寝屋川市香里北之町11番17号
債務者　澤田　輝明
1　決定年月日時　平成22年12月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第９２８５号
大阪府門真市北巣本町29番25号
債務者　山野　晴行
1　決定年月日時　平成22年12月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第９２８６号
大阪府門真市北巣本町29番25号
債務者　山野婦美子
1　決定年月日時　平成22年12月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第２４３号
宮崎県西臼杵郡五ヶ瀬町大字三ヶ所9329番地40
債務者　林　　怜史
1　決定年月日時　平成22年12月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月９日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２２年（フ）第２６７号
宮崎県日向市比良町５丁目39番地
債務者　永江　厚子
1　決定年月日時　平成22年12月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月９日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２２年（フ）第２７６号
宮崎県延岡市浜砂２丁目12番６号
債務者　河野　　幸
1　決定年月日時　平成22年12月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月９日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２２年（フ）第２７８号
宮崎県延岡市日の出町１丁目８番地４
債務者　入佐　忠重
1　決定年月日時　平成22年12月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月９日まで
宮崎地方裁判所延岡支部